

(審議) 第二種電気主任技術者の  
確保の円滑化について

平成26年3月10日  
商務流通保安グループ  
電力安全課

# 経緯

再生可能エネルギーの全量買取制度の施行等に伴い、規制・制度改革要望があり、以下の閣議決定がなされているところ。

【規制改革実施計画】(平成25年6月14日閣議決定)

## [事項名]

再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化

## [規制改革の内容]

再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。

## [実施時期]

平成25年度検討・結論、結論を得次第措置

## 第二種電気主任技術者に係る状況

○電気事業法に基づき、自家用電気工作物の設置者は電気主任技術者を選任して保守管理業務を行う必要があるが、発電出力5千kW(5MW)以上、又は5万V以上の送電線に連系する設備は、第二種以上の電気主任技術者を選任することが必要。

(「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(以下「内規」という。))に基づき、常勤の派遣労働者又は設備の維持管理受託者が選任を行うことも認めている)

○平成24年7月の固定価格買取制度の導入により、再生可能エネルギー発電設備の設備認定件数は急増している(参考資料表1参照)。

○平成21年10月に(財)電気技術者試験センターが試験合格者に対して実施したアンケート調査(電気技術者活動実態調査)によれば、第二種電気主任技術者試験合格者の傾向について次のような結果が得られている(参考資料表3、表4参照)。

(資格は経済産業大臣の認定校を卒業し実務経験を積むことによっても取得できる)

- ・年間合格者数は500名前後。
  - ・年齢層は20代が22%、30代が38%、40代が26%で、平均年齢は37.8歳
  - ・自営業を含む有職者率は90%以上
  - ・就業先は、電力会社25%、製造業22%、公務員・教職員等14%、サービス業(電気設備管理・ビルメンテナンス業)12%等となっている。
- (第2種の累計資格者数は約4万4千名(平成24年度))

○これらのことから保守管理業務の受託ができる雇用流動性のある者は、電気保安の業務に携わっているサービス業の者などに限られると考えられる。

## 第二種電気主任技術者に係る状況(続き)

○一方、電気主任技術者の資格者の中には定年退職者も多いと考えられるが、資格者台帳等に基づけば60歳～70歳前後と思われる資格者は概ね6～8千人と推計され、実務経験がある定年退職者層の就業が期待できる。

(参考)内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査(2008)」によれば、高齢者の労働意欲は、70歳程度までが70%以上を占め(65歳程度までだと90%以上)、労働意欲が非常に高い。

○また、電気主任技術者を派遣することが可能な業界等へのヒアリングで次のような意見が得られた。

- ・設置者側が希望する労働条件、報酬等において過大なコスト削減要求や付帯条件が課される場合に、結果として合意に至らないケースがある。
- ・設備管理コスト全体が削減傾向にある中、予め十分な資格者を確保しておく余裕がなくなっており、資格者の派遣が必要な場合は個別求人が必要な場合がある。

○さらに、再生可能エネルギー設備団体へのヒアリングでは、次のような意見が得られた。

- ・電気保安協会や電力OB等の個人的つながり等を通じて資格者を探ることが多く、希望条件に合う人材の選択肢が少なかったり、条件が折り合わない状況。

### 状況のまとめ

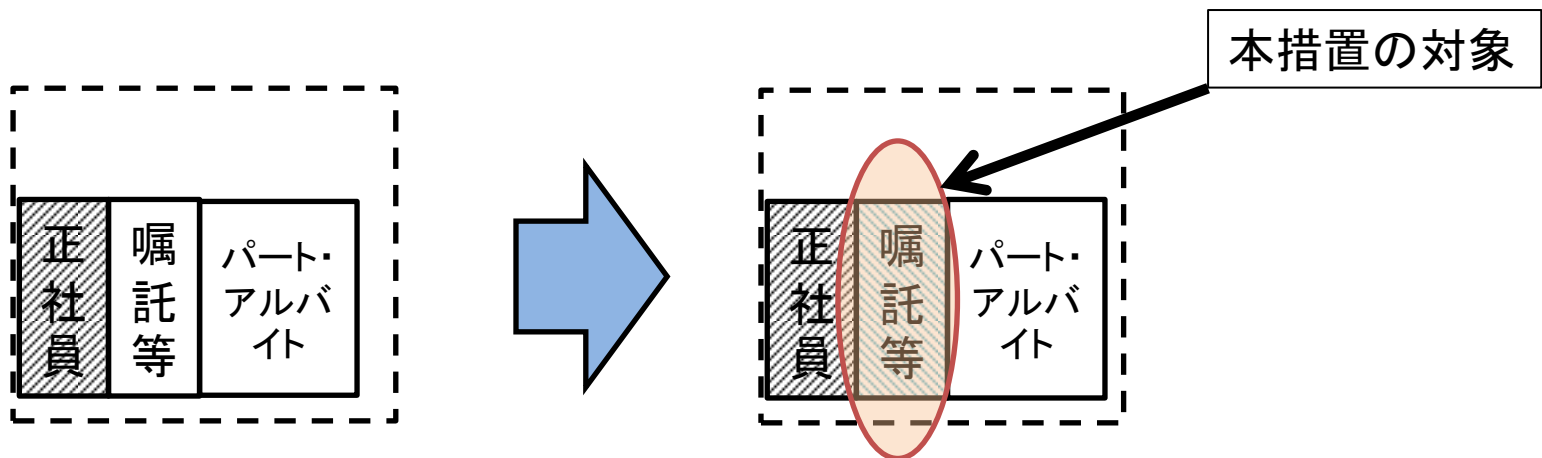
これらの点から考えると、全体として見れば再生可能エネルギー設備の増加に応えうるだけの資格者は十分存在するが、これら設備の急激な増加が現在の第二種電気主任技術者資格者の流動性を大きく超えており、求人、求職双方で適切なマッチングが難しい状況にあるものと考えられる。

# 対応策(案)

①このような現状を踏まえ、次のような措置を講じることとする。

○現在、電気主任技術者を自社選任する場合、内規上「設置者又はその役員若しくは従業員」でなければならないが、内規上従業員の定義はなく、運用上は、「常勤であって、原則として当該設置者の正社員」と理解されている。

○しかし、いわゆる正社員でなく設置者自身が雇用する者で嘱託、再雇用等と呼ばれる者であっても、選任する事業場に常時勤務する者として保安の確保のための業務に専念できる者であれば、十分な保安水準を確保できると考えられることから、これらの者は選任可能であることを「電気主任技術者の外部委託制度に係るQ&A集」に追記し、周知する。



## 対応策(案)(続き)

② ①に併せ、団体等における次の取組みを広く周知する。

- 電気保安協会における相談業務の中で実施されている、保安協会、電力会社等のOBを含む第二種電気主任技術者以上の資格者のマッチングについて、当省HPによりこれを周知する。
- 電気主任技術者資格者団体の会誌において、求人・求職者の情報を掲載しているところであり、このような媒体も活用可能であることを当省HPによりこれを周知する。
- また、設置者が複数の再生可能エネルギー設備等を設置する場合で、内規に規定する要件を満たす場合は、統括電気主任技術者の選任を行うことにより複数の設備の保安業務を兼ねることも可能であることについて、当省HPで改めて周知する。

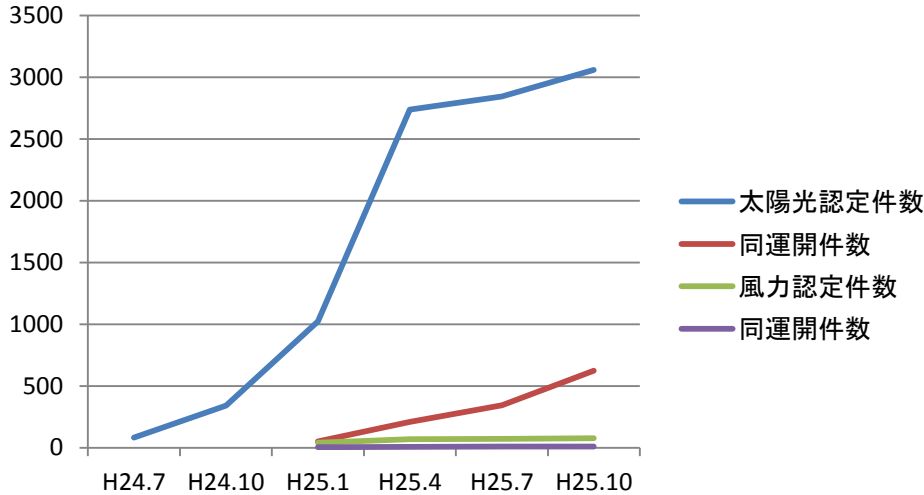
## 今後のスケジュール

平成26年3月10日 電力安全小委員会での審議

3月末日途 「電気主任技術者の外部委託制度に係るQ&A集」の改訂及び周知(4月までには運用を開始する)

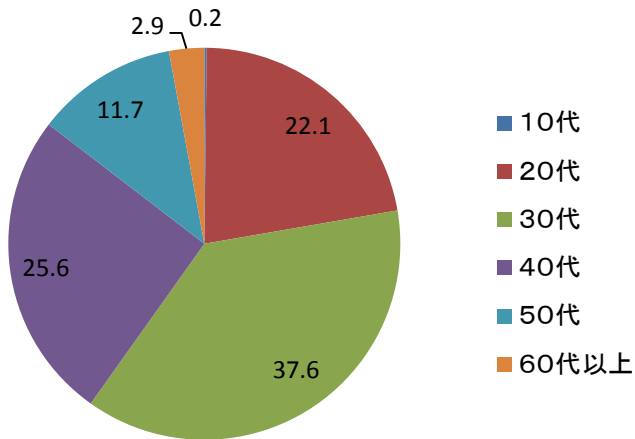
# (参考資料)

表1 主な再生可能エネルギー発電設備の累計認定数



(太陽光は1000kW、風力は20kW以上)

表3 第2種電気主任技術者試験合格者の年齢構成

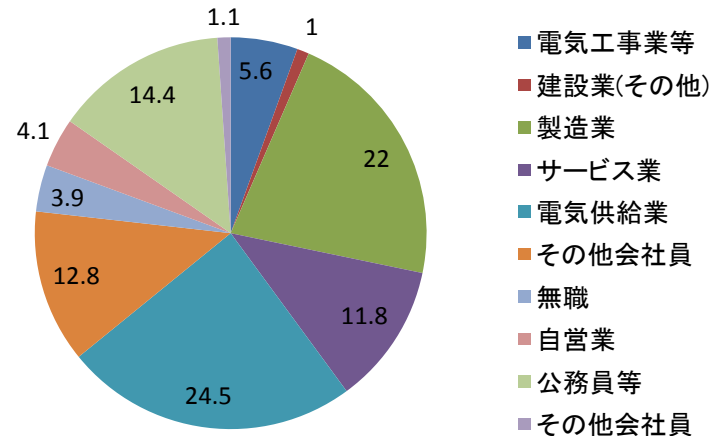


((財)電気技術者試験センター調査)

表2 電気主任技術者の資格取得状況

	22年度	23年度	24年度	累計
第1種	217	153	164	14,784
第2種	898	703	767	43,908
第3種	4,316	3,199	3,501	257,065
合計	5,431	4,055	4,432	315,757

表4 第2種電気主任技術者試験合格者の就業先



((財)電気技術者試験センター調査)